

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置
に関する法律案参照条文

国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）（抄）

第二条 国債整理基金ニ充ツヘキ資金八毎年度一般会計又ハ特別会計ヨリ之ヲ国債整理基金特別会計ニ繰入
ルヘシ

前項繰入額ノ中国債ノ元金償還ニ充ツヘキ金額八前年度首ニ於ケル国債総額ノ百分ノ一・六ニ相当スル金
額トス

・（略）

明治三十九年法律第三十四号（国債ニ関スル法律）（明治三十九年法律第三十四号）（抄）

第一条 国債ノ発行価格、利率、償還期限其ノ他起債ニ関シ必要ナル事項並ニ元金償還、利子仕払、証券及登録ニ関シ必要ナル事項ハ財務大臣之ヲ定ム

前項ノ国債ニ関スル事務ハ財務大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ取扱ハシム

(略)

第二条 国債ニ対シテハ無記名証券ヲ発行ス

国債ノ登録ヲ為ス場合ニ於テハ証券ヲ発行セズ

第三条 登録国債ヲ移転シ又ハ登録国債ヲ以テ質権ノ目的ト為シタルトキハ登録ヲ受クルニ非サレハ之ヲ以テ政府其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第六条 無記名国債証券又ハ其ノ利札ヲ滅失又ハ紛失シタル者ハ其ノ証券又ハ利札ノ持参人ハ償還又ハ仕払ヲ受ケタル場合ニハ其ノ金額及其ノ仕払ノ日以後ノ利子ヲ弁償スヘキ旨ヲ約シテ担保ヲ提供シ其ノ元金ノ償還又ハ利子ノ仕払ヲ請求スルコトヲ得但シ取扱銀行ノ確實ト認メタル保証人ヲ立テ担保ノ提供ニ代フルコトヲ得

担保ヲ提供シタル者ハ債務ノ履行ヲ為ササルトキハ担保ヲ以テ之ニ充テ過剩額アルトキハ之ヲ還付ス

金銭以外ノ担保ハ之ヲ公売ニ付ス

公売ニ関スル規定ハ財務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第八条 民法施行法第五十七条ノ規定ハ国債証券及其ノ利札ニ之ヲ適用セス

民法施行法（明治三十一年法律第十一号）（抄）

第五十七条 指図証券、無記名証券及ヒ民法第四百七十一条ニ掲ケタル証券ハ公示催告ノ手續ニ依リテ之ヲ無効ト為スコトヲ得

本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）（抄）

（借入金及び本州四国連絡橋債券）

第三十八条 公団は、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は本州四国連

絡橋債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、国土交通大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、国土交通大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）（抄）

第二条 社債ノ登録ハ勅令ヲ以テ定ムル法人（以下登録機関ト称ス）ヲシテ之ヲ取扱ハシム

第三条 社債ノ登録ハ社債権者ノ請求ニ依リテ之ヲ為ス

（略）

第四条 登録ヲ為シタル社債ニ付テハ債券ハ之ヲ発行セズ

（略）

第十四条 本法ハ地方債、特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノノ発行スル債券及

内閣府令、法務省令ヲ以テ定ムル外国又ハ外国法人ノ発行スル公債又ハ社債ニ之ヲ準用ス